

サイバーセキュリティを確保するための方針

大島地区消防組合におけるサイバーセキュリティを確保するための方針の策定について

令和 8 年 4 月 1 日からの地方自治法改正に伴い、普通地方公共団体の議会、長及びその他の執行機関は、それぞれが管理する情報システムの利用に当たってのサイバーセキュリティを確保するための「方針」を定め、公表することが義務付けられました。

これを踏まえ、従来から策定している「大島地区消防組合セキュリティポリシー」の基本方針を地方自治法第 244 条の 6 第 1 項に示されている「サイバーセキュリティを確保するための方針」に位置づけ、さらなるサイバーセキュリティ確保を図ってまいります。

PDF 添付（HP 掲載用 大島地区消防組合 セキュリティポリシー）

お問い合わせ

大島地区消防組合 総務課

894-0006 奄美市名瀬小浜町 27-5

電話番号：0997-52-0100

ファックス：0997-52-5107